- へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表
- ○動物用生物学的製剤基準(平成14年10月3日農林水産省告示第1567号)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
診断液の部	診断液の部
ブルセラ症診断用補体結合反応抗原	ブルセラ病診断用補体結合反応抗原
1~5 (略)	1~5 (略)
付記1 (略)	付記1 (略)
付記2 参照抗原	付記2 参照抗原
「ブルセラ症診断用補体結合反応抗原」 又は動物医薬品検査所がこれと同等と	「ブルセラ病診断用補体結合反応抗原」 又は動物医薬品検査所がこれと同等と
認めるもの	認めるもの
(略)	(耶各)